別府市監査委員告示第５号

監　査　結　果　に　つ　い　て

地方自治法第１９９条第１項及び第２項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第９項の規定により公表します。

記

監査対象　　企画戦略部
　　政策企画課、財政課、情報政策課

令和８年１０月２８日

別府市監査委員　　姫 野　　綾

同　　市 原　　隆 生

同　　藤 野　　博

監　査　報　告　書

監査委員は、別府市監査基準（令和２年監査委員告示第２号）に準拠し、本監査を実施した。

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項に規定する財務監査及び同条第２項に規定する行政監査

２　監査の対象

企画戦略部各課（政策企画課、財政課、情報政策課）の原則として令和７年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ令和８年度及び過年度も対象とした。

３　監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

（１）住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。

（２）常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

４　監査の主な実施内容

監査に当たり、企画戦略部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

（１）企画戦略部の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記３の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目		
共通項目	現金取扱事務	現金の出納及び保管について
	支出事務	旅費及び費用弁償について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について

個別項目	政策企画課	移住・定住促進事業について
		湯のまち別府ふるさと応援寄附金事業について
	財政課	基金の管理について

（２）監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、企画戦略部各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

（３）監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第１５条に定める事項が認められるか協議した。

５　監査の実施場所及び日程

（１）実施場所　監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等

（２）実施日程　令和８年８月１２日から令和８年１０月２８日まで

６　監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記１から５に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、おおむね適正に処理されていたが、次のとおり一部に是正又は改善等を要する事項が見受けられたので、必要な措置を講じられたい。

（１）共通項目

旅費及び費用弁償について（政策企画課・情報政策課）

旅行命令簿の作成時の処理が適切でない事例や旅行後の復命がなされていない事例及び精算に伴う処理が適切にされていない事例が見受けられた。別府市職員等の旅費に関する条例等に基づき適正に処理されたい。

委託契約について（政策企画課）

別府市予算事務規則第２５条第１号の規定による５００万円を超える委託料の執行伺に必要な財政課への合議がなされていない事例、契約時の執行伺や決定伺の決裁において、別府市事務決裁規程別表第１の規定による専決区分に基づいて行われていない事例が見受けられた。事務を処理するに当たっては、付与された権限、連携・協議が必要な関係課を確認し、決裁や合議を適切に行われたい。

また、相手方から提出された見積書、請求書及び契約書の精査が不十分で、見積書に不備がある事例、契約時に作成した書類に不備がある事例、契約書に定めた書類等の提出がない

事例、契約書どおりに支払いをしていない事例等が見受けられた。

特に、国の補助金等を受けている事業において、不備が多く見受けられたが、会計検査等で調査対象になる可能性もあることから、関係法令等の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

（２）個別項目

移住・定住促進事業について（政策企画課）

別府市移住支援金交付要綱第８条の規定により、移住支援金の支給後に支給要件を満たさなくなった場合、交付決定の全部又は一部を取り消し、移住支援金の返還を求めることとなっているが、申請者が引き続き支給要件を満たしているか確認していなかった。

また、交付決定の全部を取り消し移住支援金の返還を求めたが、期限内に返還されなかった対象者に対し、督促等の滞納整理事務を行っていない事例が見受けられた。

関係法令等の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。